

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	判決の概要
1	熊本県知事	熊本県葦北郡の女性	水俣病 認定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人が水俣病の認定を求めたところ、処分庁が平成28年2月12日付けで水俣病の認定をしない旨の処分をしたため、同月28日付けで異議申立てをした後、同年5月15日付けで審査請求した事案である。なお、異議申立てについては、平成29年3月7日付けで棄却決定がなされている。</p> <p>メチル水銀に対するばく露の程度についてみると、出生から昭和50年まで葦北郡内で暮らしていた時期において、一定程度のメチル水銀に対するばく露があったことは否定できないが、水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀に対するばく露があったとまでは認めることができない。また、症候についてみると、請求人は幼い頃から難聴があるとし、昭和53年に感音性難聴で身体障害者手帳の交付を受けているが、聴力の障害の程度が時間とともに進行していること、耳鼻咽喉科検診において、聴覚疲労現象は陰性で、語音聴力は正常範囲であること、医療機関において、検査の結果、内耳性難聴を疑うとされていることなどから、請求人にみられる聴力障害をもってメチル水銀に対するばく露に起因する聴力障害と捉えることはできず、他に知能障害、感覚障害、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性平衡機能障害などもなく、請求人には水俣病にみられる症候が認められない。したがって、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
2	熊本県知事	奈良県生駒市の男性	水俣病 認定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人が水俣病の認定を求めたが、処分庁が平成28年6月24日付けで水俣病の認定をしない旨の処分をしたため、請求人が同年7月13日付けで審査請求した事案である。</p> <p>請求人については、昭和32年頃以降は葦北郡を離れて関西方面に居住しており、両親が漁業関係者ではなく、同居の家族に被認定者もいないことなどから、水俣病を発症するに足る相当程度の有機水銀に対するばく露があったとは認められない上、請求人が訴える右手のしびれ、両足のしびれなども、葦北郡を離れて約40年も経過して発症し、左右差もあるから、水俣病の症状とは考えにくく、他疾患(脊椎管狭窄、腰椎病変など)によるものと考えられ、他に協調運動障害、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性難聴などもないから、水俣病とはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
3	熊本県知事	福井県敦賀市の男性	水俣病 認定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人が水俣病の認定を求めたが、処分庁が平成28年11月18日付けで水俣病の認定をしない旨の処分をし、同年12月27日付けで再調査を請求したものの、平成29年9月29日付け再調査請求を棄却したため、請求人が同年10月12日付けで審査請求した事案である。</p> <p>請求人については、昭和33年頃以降は葦北郡を離れて関西方面に居住しており、両親が漁業関係者ではなく、同居の家族に被認定者もいないことなどから、水俣病を発症するに足る相当程度の有機水銀に対するばく露があったとは認められない上、請求人が訴える両手、両足先のしびれなども、葦北郡を離れて約50年以上も経過して発症し、その性状も常にあるものではなく、神経内科検診でも、四肢指先の痛覚低下は見られるものの、触覚、深部感覚はいずれも正常であるから、水俣病の症状とは考えにくく、脊椎の疾患によるものと考えられる。</p> <p>また請求人が訴える難聴も、60歳以降に発症し、後迷路性難聴とは認められない。他に小脳失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害などもないから、水俣病に患しているとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
4	熊本県知事	熊本県水俣市の女性	水俣病 認定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人が水俣病の認定を求めたところ、処分庁が平成29年1月6日付けで水俣病の認定をしない旨の処分をし、同年2月16日付けで再調査の請求をしたものの、処分庁が同年10月24日付けで棄却決定をしたため、同年11月20日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>メチル水銀に対するばく露の程度についてみると、出生から昭和44年まで水俣市内で暮らしていた時期において、一定程度のメチル水銀に対するばく露があった可能性は否定できないが、水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀に対するばく露があったと認めることはできない。また、症候についてみると、請求人は平成4年頃から手足のしびれがあるとし、平成28年の神経内科検診において触覚と痛覚の低下がみられたが、手足のしびれの発症時期は平成4年頃であり、昭和44年から約23年が経過してから出現していること、検診所見では、表在感覚だけの障害で深部感覚は保たれていること、平成28年の検診においてみられた感覚障害は糖尿病による末梢神経障害の可能性が考えられることなどからすると、請求人にみられる感覚障害をもってメチル水銀に対するばく露に起因する感覚障害と認めることはできず、他に小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害などもなく、請求人には水俣病にみられる症候が認められない。したがって、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
5	独立行政法人環境再生保全機構	愛知県高浜市の女性	中皮腫 決定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人が亡父である申請中死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫）にかかった旨の認定を受けることができる者であった旨の決定を申請したところ、処分庁が令和2年10月7日付けでその旨の決定をしないとの処分をしたため、同月17日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>病理診断において、HE染色では、上皮性の悪性腫瘍と考えられ、免疫染色では、中皮腫は否定的であり、癌腫が考えられ、また、画像所見からは、右肺原発の肺がんの可能性が高いと考えられた。したがって、申請中死亡者が中皮腫にかかったとは認められない。</p> <p>なお、仮に原発性肺がんであるとしても、放射線画像において、胸膜ブランクや肺線維化所見はなく、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露所見は確認できなかった。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
6	独立行政法人環境再生保全機構	東京都西東京市の男性	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった旨の認定を求めたところ、処分庁は、令和2年10月7日付けでその旨の認定をしないとの処分をしたため、請求人が同年11月23日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>大量の石綿ばく露の可能性は否定できないが、画像所見によればびまん性胸膜肥厚の判定基準を満たすものではなく、肺機能検査の結果によれば著しい呼吸機能障害も認められないから、請求人が指定疾病に罹患したものとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
7	独立行政法人環境再生保全機構	福岡県行橋市の男性	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった旨の認定を求めたところ、処分庁が令和2年11月4日付けでその旨の認定をしないとの処分をしたため、請求人が同年12月25日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>大量の石綿ばく露した可能性はあるが、放射線画像において、びまん性胸膜肥厚の所見はない。著しい呼吸機能障害はあるが、びまん性胸膜肥厚以外の病態もしくは疾病によるものと考えられる。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
8	独立行政法人環境再生保全機構	大阪市の女性	肺がん 決定	<p><b>棄却</b></p> <p>本件は、申請中死亡者の子で葬祭を行う者である請求人が、申請中死亡者が石綿を吸入することによって肺がんにかかった旨の決定を求めたところ、処分庁が令和3年1月13日付けでその旨の決定をしなかったため、請求人が同年2月6日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>申請中死亡者が受診した病院では肺がんの確定診断はされておらず、当審査会の画像診断、病理診断でも肺がんとは断定できない。しかし、胸水中CEAが極めて高値であり他に明らかな原発巣がないのであれば原発性肺がんを否定することはできないが、仮に原発性肺がんであるとしても、画像診断では、胸膜ブランクもなく、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見はないから、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める石綿ばく露があったとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>